

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B1)

(11) 特許番号

特許第6371018号
(P6371018)

(45) 発行日 平成30年8月8日(2018.8.8)

(24) 登録日 平成30年7月20日(2018.7.20)

(51) Int.Cl.		F I			
A 4 1 D 19/015	(2006.01)	A 4 1 D	19/015	6 1 0 Z	
A 4 1 D 19/00	(2006.01)	A 4 1 D	19/015	6 1 0 B	
		A 4 1 D	19/00	K	

請求項の数 9 (全 10 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2018-4976 (P2018-4976)</p> <p>(22) 出願日 平成30年1月16日 (2018.1.16)</p> <p>審査請求日 平成30年1月17日 (2018.1.17)</p> <p>(31) 優先権主張番号 特願2017-96418 (P2017-96418)</p> <p>(32) 優先日 平成29年5月15日 (2017.5.15)</p> <p>(33) 優先権主張国 日本国(JP)</p> <p>早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 517169643 清原 譲子 兵庫県神戸市垂水区天ノ下町1-1-12 09</p> <p>(74) 代理人 100137338 弁理士 辻田 朋子</p> <p>(72) 発明者 清原 譲子 兵庫県神戸市垂水区天ノ下町1-1-12 09</p> <p>審査官 米村 耕一</p>
---	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 手袋

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

防水生地により形成される手袋本体を備え、
前記手袋本体は、5本の袋状の指部と、掌部と、甲部と、手首部と、を有し、
前記手袋本体の表面には、洗浄対象に接触させて前記洗浄対象を洗浄可能な洗浄部が設けられ、
前記洗浄部は、前記手袋本体の掌側及び甲側の少なくとも1本の前記指部に設けられる清掃作業を行う部分と、前記甲部に設けられる汗を拭う部分と、を有し、
前記汗を拭う部分は、吸水性を有する素材により形成され、
前記清掃作業を行う部分と前記汗を拭う部分との間に前記手袋本体が露出し、
その露出部分は、前記汗を拭う部分の周囲を囲んでいることを特徴とする手袋。

【請求項2】

前記清掃作業を行う部分は、前記手袋本体の甲側の少なくとも1本の前記指部の付け根に設けられていることを特徴とする、請求項1に記載の手袋。

【請求項3】

前記清掃作業を行う部分は、メッシュ生地により形成され、前記汗を拭う部分は、パイル生地により形成されていることを特徴とする、請求項1又は2に記載の手袋。

【請求項4】

前記洗浄部の前記清掃作業を行う部分は、前記掌部に設けられていることを特徴とする、請求項1～3の何れかに記載の手袋。

10

20

【請求項 5】

前記手首部は、その周縁部を緊締する口ゴムであることを特徴とする、請求項 1 ~ 4 の何れかに記載の手袋。

【請求項 6】

前記手首部は、所定の大きさの輪を形成可能な着脱手段が設けられた、吊り紐を有していることを特徴とする、請求項 1 ~ 5 の何れかに記載の手袋。

【請求項 7】

前記吊り紐は、前記手首部の外周面に取り付けられていることを特徴とする、請求項 6 の何れかに記載の手袋。

【請求項 8】

前記洗浄部は、綿素材により形成されていることを特徴とする、請求項 1 ~ 7 の何れかに記載の手袋。

【請求項 9】

前記手袋本体は、速乾性素材により形成され、抗菌防臭加工が施されていることを特徴とする、請求項 1 ~ 8 の何れかに記載の手袋。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は手袋に係り、特に、清掃等の作業時に着用する手袋に関する。

【背景技術】

【0002】

従来から、清掃用具として、掃除機、粘着テープを巻き付けたローラー、モップや箒等が状況に応じて使い分けられてきた。

【0003】

しかし、これらの清掃用具はその構造上、部屋の隅や排水溝の深部等細かい部分の清掃には適しておらず、より繊細な感覚で、手軽に細かい部分の清掃を行うことが可能な手袋型の清掃用具が必要とされていた。

【0004】

このような問題点を解決するために、特許文献 1 には、外側に設けられた不織布シートと内側に設けられた掌側シートとの間に粉末状の研磨剤を設けた、清掃用手袋が記載されている。

【0005】

また、特許文献 2 には、ゴム製手袋の表側全面に厚地綿織布を用いた手袋状の物を重ねて貼り付け、ゴム製手袋の裏側全面に薄地綿織布を用いた手袋状の物を重ねて貼り付け、全体として三層構造を有する、清掃用手袋が記載されている。

【0006】

また、特許文献 3 には、柔軟性素材を手袋状に形成してなる手袋本体において、指部を左右対称形に設けた、清掃用手袋が記載されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0007】

【特許文献 1】特開 2005 - 179805 号公報

【特許文献 2】特開平 6 - 306702 号公報

【特許文献 3】特開 2000 - 14614 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

10

20

30

40

50

しかしながら、特許文献 1 に記載の清掃用手袋は、手の形状と異なる形状を有している。即ち、挿入部が手首よりも広く、また、指部が形成されていないことから、緩い装着感となり、清掃時の操作性に乏しい。

【 0 0 0 9 】

また、特許文献 2 に記載の清掃用手袋は、厚地の綿化学繊維織布と、ゴムと、薄地の綿織布と、を貼り合わせた三層構造であるから、厚みがあり、素手に近い感覚での清掃が困難となる。さらに、挿入部がラッパ状となっていることから、水回りでの作業中に、内部に水が浸入する恐れがある。

【 0 0 1 0 】

また、特許文献 3 に記載の清掃用手袋も、挿入部が手首よりも広く、また、不織布等の柔軟性素材を用いているのみであるため、水回りでの作業に不適である。

10

【 0 0 1 1 】

本発明は上記のような実状に鑑みてなされたものであり、良好な装着感及び操作性を有し、素手に近い感覚で清掃等の作業を行うことが可能な、防水性の手袋を提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 1 2 】

上記課題を解決するために、本発明は、
防水生地により形成される手袋本体を備え、
前記手袋本体は、5本の袋状の指部と、掌部と、甲部と、手首部と、を有し、
前記手袋本体の表面には、洗浄対象に接触させて前記洗浄対象を洗浄可能な洗浄部が設けられ、

20

前記洗浄部は、前記手袋本体の掌側及び甲側の少なくとも1本の前記指部に設けられる清掃作業を行う部分と、前記甲部に設けられる汗を拭う部分と、を有し、
前記汗を拭う部分は、吸水性を有する素材により形成され、
前記清掃作業を行う部分と前記汗を拭う部分との間に前記手袋本体が露出し、
その露出部分は、前記汗を拭う部分の周囲を囲んでいることを特徴とする。

【 0 0 1 3 】

本発明によれば、手袋本体及び洗浄部のみを用いた二層構造であるから薄手となり、素手に近い感覚で清掃等の作業を行うことが可能となる。

30

【 0 0 1 4 】

また、手の形状に合わせた各部が形成されていることで、良好な装着感及び操作性を実現することが可能となる。

【 0 0 1 5 】

また、防水生地により形成される手袋本体により、水回りでの作業も行うことが可能となる。

【 0 0 1 6 】

また、洗浄部が、掌側と甲側とで別々に設けられていることにより、掌側では清掃作業に特化した生地や素材を用いた清掃作業を行う部分とし、甲側では汗を拭う用途に特化した生地や素材を用いた汗を拭う部分とすることができる。即ち、1つの手袋で2つの役割を備えることが可能となる。

40

【 0 0 1 7 】

また、清掃作業を行う部分と汗を拭う部分との間に手袋本体が露出し、その露出部分が、汗を拭う部分の周囲を囲んでいることで、水回りでの作業を行う際に、清掃作業を行う部分に付着した汚水が、毛細管現象により汗を拭う部分まで到達することがない。

これにより、水回りでの作業中に、汗を拭う部分が、常に乾燥した状態で清潔に保たれるため、汗を拭う際の不快感を抑制することが可能となる。

【 0 0 1 8 】

また、清掃作業を行う部分が、少なくとも1本の指部の掌側及び甲側に設けられていることにより、排水溝等筒状物の内周面の清掃時において、指部を筒状物内に挿入し、回転

50

させるようにして、効率的な清掃作業を行うことが可能となる。

そして、このような、指部の甲側に確実に汚水が付着してしまう清掃作業であっても、汚水が毛細管現象により汗を拭う部分まで到達することがなく、汗を拭う部分が、常に乾燥した状態で清潔に保つことが可能となる。

【0019】

本発明の好ましい形態では、前記清掃作業を行う部分は、前記手袋本体の甲側の少なくとも1本の前記指部の付け根に設けられていることを特徴とする。

【0020】

このような構成とすることで、握り拳をつくり、効率的な清掃作業を行うことが可能となる。即ち、握り拳を洗浄対象に押し付けた場合、例えば掌を押し付けた場合と比較して、強い押圧力で、摩擦動作を行うことができるが、この際、指部の付け根は特に突出しており、最も力が加わる部分である。この部分に清掃作業を行う部分が設けられていることで、落ちにくい汚れに対しても、高い洗浄能力を発揮することが可能となる。

10

【0021】

また、上記したように、握り拳をつくった際、指部の付け根は特に突出するため、生地が引っ張られる部分であるが、手袋本体と洗浄部（清掃作業を行う部分）との2層構造となっていることから、生地の不意の開裂を防止することが可能となる。

【0022】

本発明の好ましい形態では、前記清掃作業を行う部分は、メッシュ生地により形成され、前記汗を拭う部分は、パイル生地により形成されていることを特徴とする。

20

【0023】

このような構成とすることで、メッシュ生地により、清掃作業を行う部分の洗浄能力が向上する。また、パイル生地により、汗を拭う部分の肌触りが向上する。

【0024】

本発明の好ましい形態では、前記洗浄部は、前記掌部に設けられていることを特徴とする。

【0025】

このような構成とすることで、手を広げて清掃等の作業を行うことができ、作業効率が向上する。

【0026】

本発明の好ましい形態では、前記手首部は、その周縁部を緊締する口ゴムであることを特徴とする。

30

【0027】

このような構成とすることで、手首部が手首に密着し、清掃等の作業中の、手袋の不意の脱離を防止することが可能となる。また、水回りでの作業中において、内部への水の浸入を防止することが可能となる。

【0028】

本発明の好ましい形態では、前記手首部は、所定の大きさの輪を形成可能な着脱手段が設けられた、吊り紐を有していることを特徴とする。

【0029】

このような構成とすることで、手袋を吊り下げて収納や乾燥を行う場合に、吊り下げる部分の断面の大きさに合わせて、吊り紐が形成する輪の大きさを調節し、収納や乾燥を行うことが可能となる。

40

【0030】

本発明の好ましい形態では、前記洗浄部は、綿素材により形成されていることを特徴とする。

【0031】

このような構成とすることで、綿素材の吸水性及び湿強度の高さにより、洗浄能力が向上する。また、綿素材は軟らかく、肌触りが良好なため、傷みやすい箇所の清掃の際に安心して用いることができ、顔や身体を洗う用途にも適用することが可能となる。

50

【0032】

本発明の好ましい形態では、前記手袋本体は、速乾性素材により形成され、抗菌防臭加工が施されていることを特徴とする。

【0033】

このような構成とすることで、手汗をかいた場合であっても良好な装着感を維持することが可能となり、常時衛生的に清掃等の作業を行うことが可能となる。

【0034】

本発明の好ましい形態では、前記吊り紐は、前記手首部の外周面に取り付けられていることを特徴とする。

【0035】

このような構成とすることで、吊り紐を手首部の外周面に沿って巻き付けることができ、手首部の径を絞ることが可能となる。

これにより、使用者の手首が、手首部の径より細い場合であっても、手首部を手首に密着させ、手袋の不意の脱離や、水回りでの作業中における内部への水の浸入を防止することが可能となる。

【発明の効果】

【0036】

本発明によれば、良好な装着感及び操作性を有し、素手に近い感覚で清掃等の作業を行うことが可能な、防水性の手袋を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0037】

【図1】本発明の実施形態に係る手袋の甲側の概略図である。

【図2】本発明の実施形態に係る手袋の掌側の概略図である。

【図3】本発明の実施形態に係る手袋を、吊り紐を用いて棒状部材に吊り下げた際の概略図である。

【図4】本発明の実施形態に係る手袋における吊り紐の取り付け位置の変更例を示す概略図である。

【発明を実施するための形態】

【0038】

以下、図面を用いて、本発明の実施形態に係る手袋について説明する。なお、以下に示す実施形態は本発明の一例であり、本発明を以下の実施形態に限定するものではない。

【0039】

本発明の実施形態に係る手袋は、左手用であり、速乾性素材に防水加工及び抗菌防臭加工を施した手袋本体1を用いて形成される、5本の袋状の指部1aと、着用者の掌を覆う掌部1bと、着用者の手の甲を覆う甲部1cと、着用者の手首を覆う手首部1dと、を備えている。

【0040】

図1において、甲側の指部1aの指先から第一関節と第二関節の間までと指の付け根、及び甲部1cの略中央に、洗浄部2が設けられている。白塗り部は手袋本体1を、網掛け部及び斜線部は洗浄部2を表している。右下に、各部における塗りつぶしのパターンと用いられている生地との関係性を示している。また、甲側の指部1a全体に、洗浄部2を設けても良い。

【0041】

図2において、掌側の指部1a及び掌部1b全体に、洗浄部2が設けられている。右下に、塗りつぶしのパターンと用いられている生地との関係性を示している。また、全体でなく、指部1aのみ等部分的に洗浄部2を設けても良い。

【0042】

手首部1dは、指部1a三本分の太さと略同一径であり、全体が手首部1d周縁部を緊締する口ゴムとなっている。さらに、内周面の、人差し指を挿入する指部1aの延長線上にあたる箇所に、吊り紐3の一端が縫着されている。吊り紐3の他端には、面ファスナー

10

20

30

40

50

のフック部 3 a が設けられ、その他の部分には面ファスナーのループ部 3 b が設けられており、所定の大きさの輪を形成可能となっている。手首部 1 d は、開口端部のみを口ゴムとしても良い。また、吊り紐 3 の一端は、手首部 1 d の外周面に取り付けても良く、着脱手段は、面ファスナーに限られず、例えば、吊り紐 3 の両端に磁石を内包させる構成としても良い。

【 0 0 4 3 】

図 3 において、棒状部材 4 は、例えば、物干し竿や突っ張り棒等が考えられる。

【 0 0 4 4 】

手袋本体 1 としては、介護用シート等に用いられる、有機系薬剤や、銀や銅などの無機系薬剤を付与した、ポリウレタン繊維やポリエステル繊維を製織することにより得られる生地が好適に用いられる。

10

【 0 0 4 5 】

洗浄部 2 の素材は、吸水性を有する素材であれば特に限定されず、綿や麻、絹、羊毛等の動植物繊維、レーヨンやナイロン、ポリエステル等の化学繊維であっても良い。

【 0 0 4 6 】

また、網掛け部については、洗浄能力が向上する点からメッシュ生地が好適に用いられる。また、斜線部については、主に汗を拭う部分であり、肌触りの点からパイル生地が好適に用いられる。

【 0 0 4 7 】

図 4 において、吊り紐 3 を手首部 1 d の外周面に取り付けた場合、図 4 (b) に示すように、吊り紐 3 を手首部 1 d の外周面に沿って巻き付けることができ、手首部 1 d の径を絞ることが可能となる。

20

なお、この際の吊り紐 3 の全長は、巻き付ける際の容易性を向上させる点や手首部 1 d の径の調節範囲を広く確保する点から、手首部 1 d の外周長よりも長く形成することが好ましい。

【 0 0 4 8 】

本実施形態によれば、手袋本体 1 及び洗浄部 2 のみを用いた二層構造であるから薄手となり、素手に近い感覚で清掃等の作業を行うことが可能となる。

【 0 0 4 9 】

また、手の形状に合わせた各部が形成されていることで、良好な装着感及び操作性を実現することが可能となる。

30

【 0 0 5 0 】

また、防水生地により形成される、手袋本体 1 により、水回りでの作業も行うことが可能となる。

【 0 0 5 1 】

また、洗浄部 2 が、掌側と甲側とで別々に設けられていることにより、掌側では清掃作業に特化した生地や素材を用いた清掃作業を行う部分とし、甲側では汗を拭う用途に特化した生地や素材を用いた汗を拭う部分とすることができる。即ち、1つの手袋で2つの役割を備えることが可能となる。

【 0 0 5 2 】

また、清掃作業を行う部分と汗を拭う部分との間に手袋本体が露出し、その露出部分が、汗を拭う部分の周囲を囲んでいることで、水回りでの作業を行う際に、清掃作業を行う部分に付着した汚水が、毛細管現象により汗を拭う部分まで到達することがない。

40

これにより、水回りでの作業中に、汗を拭う部分が、常に乾燥した状態で清潔に保たれるため、汗を拭う際の不快感を抑制することが可能となる。

【 0 0 5 3 】

また、清掃作業を行う部分が、少なくとも1本の指部 1 a の掌側及び甲側に設けられていることにより、排水溝等筒状物の内周面の清掃時において、指部 1 a を筒状物内に挿入し、回転させるようにして、効率的な清掃作業を行うことが可能となる。

そして、このような、指部 1 a の甲側に確実に汚水が付着してしまう清掃作業であって

50

も、汚水が毛細管現象により汗を拭う部分まで到達することがなく、汗を拭う部分が、常に乾燥した状態で清潔に保つことが可能となる。

【0054】

また、握り拳をつくり、効率的な清掃作業を行うことが可能となる。即ち、握り拳を洗浄対象に押し付けた場合、例えば掌を押し付けた場合と比較して、強い押圧力で、摩擦動作を行うことができるが、この際、指部1aの付け根は特に突出しており、最も力が加わる部分である。この部分に清掃作業を行う部分が設けられていることで、落ちにくい汚れに対しても、高い洗浄能力を発揮することが可能となる。

【0055】

また、上記したように、握り拳をつくった際、指部1aの付け根は特に突出するため、生地が引っ張られる部分であるが、手袋本体1と洗浄部2（清掃作業を行う部分）との2層構造となっていることから、生地の不意の開裂を防止することが可能となる。

10

【0056】

また、清掃作業を行う部分がメッシュ生地で形成されていることにより、清掃作業を行う部分の洗浄能力が向上する。また、汗を拭う部分がパイル生地で形成されていることにより、汗を拭う部分の肌触りが向上する。

【0057】

また、洗浄部2が、掌部1b全体に設けられていることで、手を広げて清掃等の作業を行うことができ、作業効率が向上する。

【0058】

20

また、洗浄部2が、甲部1cの略中央に設けられていることで、清掃等の作業中に発汗した際、この洗浄部2により手軽に汗を拭うことが可能となる。

【0059】

また、甲側の指部1aに、洗浄部2が設けられていることで、例えば、排水溝の深部等の清掃時において、握り拳をつくり、回転させるようにして、効率的な清掃作業を行うことが可能となる。

【0060】

また、手首部1d全体が、手首部1dの周縁部を緊締する口ゴムとなっていることで、手首部1dが手首に密着し、清掃等の作業中の、手袋の不意の脱離を防止することが可能となる。また、水回りでの作業中において、内部への水の浸入を防止することが可能となる。

30

【0061】

また、手首部1dの内周面に、吊り紐3の一端が縫着され、他端には面ファスナーのフック部3aが設けられ、その他の部分には面ファスナーのループ部3bが設けられていることで、手袋を吊り下げて収納や乾燥を行う場合に、吊り下げる部分の断面の大きさに合わせて、吊り紐3が形成する輪の大きさを調節し、収納や乾燥を行うことが可能となる。

【0062】

また、洗浄部2を、綿素材により形成することで、綿素材の吸水性及び湿強度の高さにより、洗浄能力が向上する。また、綿素材は軟らかく、肌触りが良好なため、傷みやすい箇所の清掃の際に安心して用いることができ、顔や身体を洗う用途にも適用することが可能となる。

40

【0063】

また、手袋本体1を、速乾性素材により形成し、抗菌防臭加工を施すことで、手汗をかいた場合であっても良好な装着感を維持することが可能となり、常時衛生的に清掃等の作業を行うことが可能となる。

【0064】

また、吊り紐3が、手首部1dの外周面に取り付けられていることで、吊り紐3を手首部1dの外周面に沿って巻き付けることができ、手首部1dの径を絞ることが可能となる。これにより、使用者の手首が、手首部1dの径より細い場合であっても、手首部1dを手首に密着させ、手袋の不意の脱離や、水回りでの作業中における内部への水の浸入を防

50

止することが可能となる。

【0065】

なお、前記実施形態において示した各構成部材の諸形状や寸法等は一例であって、設計要求等に基づき種々変更可能である。

【符号の説明】

【0066】

1 手袋本体

1 a 指部

1 b 掌部

1 c 甲部

1 d 手首部

2 洗淨部

3 吊り紐

3 a 面ファスナーのフック部

3 b 面ファスナーのループ部

4 棒状部材

10

【要約】

【課題】良好な装着感及び操作性を有し、素手に近い感覚で清掃等の作業を行うことが可能な、防水性の手袋を提供することを課題とする。

【解決手段】防水生地により形成される手袋本体を備え、

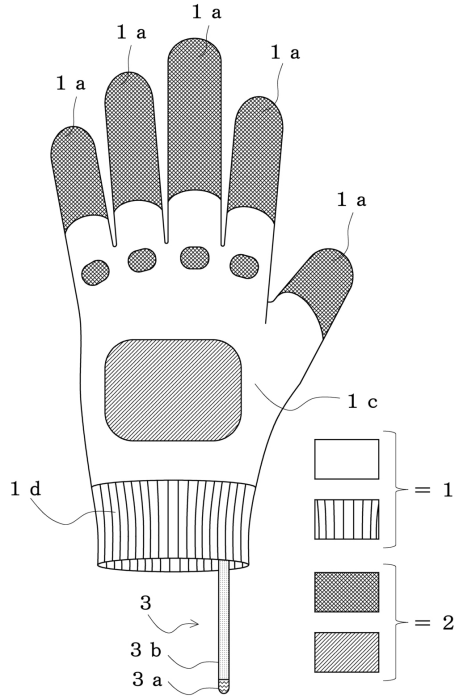
前記手袋本体は、5本の袋状の指部と、掌部と、甲部と、手首部と、を有し、
前記手袋本体の表面には、洗淨対象に接触させて前記洗淨対象を洗淨可能な洗淨部が設けられ、

20

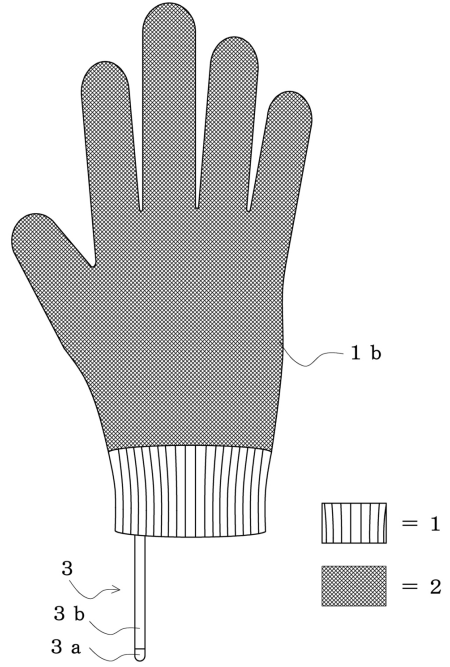
前記洗淨部は、前記手袋本体の掌側において、少なくとも1本の前記指部に設けられていることを特徴とする。

【選択図】図1

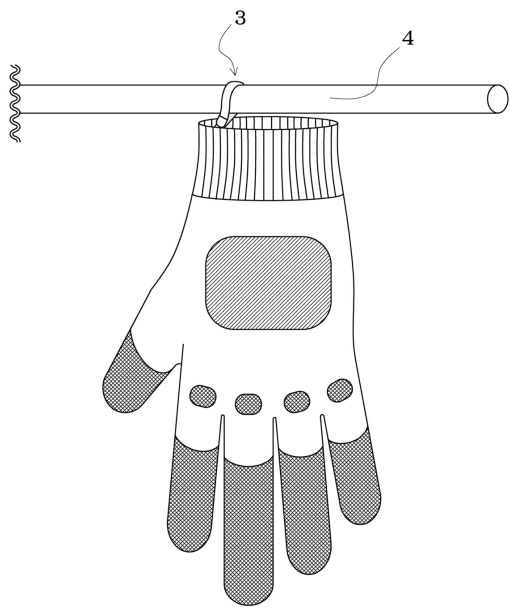
【図 1】



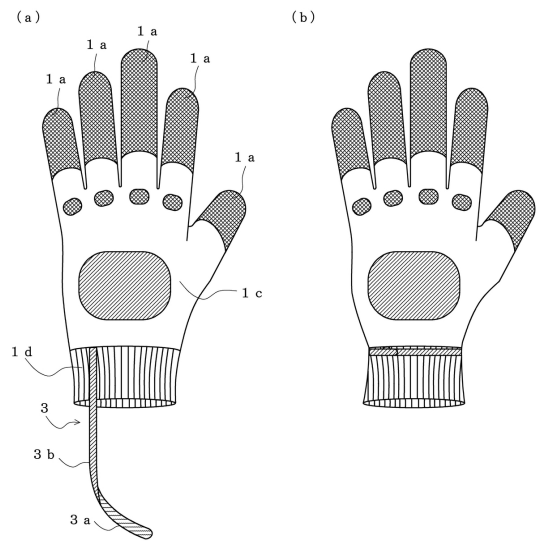
【図 2】



【図 3】



【図 4】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開平07 - 126903 (JP, A)
特開平06 - 049702 (JP, A)
特開2012 - 035016 (JP, A)
実開平04 - 084322 (JP, U)
実開昭60 - 018748 (JP, U)
登録実用新案第3022492 (JP, U)
登録実用新案第3066343 (JP, U)
特開2005 - 036370 (JP, A)
実開昭51 - 113615 (JP, U)
登録実用新案第3167218 (JP, U)
登録実用新案第3085408 (JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A41D 19/00 - 19/04